

奈良県告示第三百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年二月二十八日

奈良県知事 山下 真

区域の名称	区 域	縦 覧 場 所
生駒市壱分町（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市壱分町（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市小倉寺町（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市小瀬町（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。